

# 市・道民税の申告は 2月8日から3月15日まで

申告は「忘れず・正しく・お早めに」

市・道民税の申告は、税額を決めるだけでなく、国民健康保険料などを決定するのに必要な手続きです。申告が必要になる条件や必要なものなどを確認して、期間内に申告してください。

問い合わせ 市民税課（市庁舎2階、☎65・4120）

期間中は窓口が大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

受付期間 2月8日(木)～3月15日(木)、8時45分～17時30分(土・日・曜日、祝日を除く)

※申告書が未作成の人の受け付けは、30分前までです。

受付場所 市民税課(市庁舎2階) また、コミセンなどに出張して申告受け付けも行います。(表1)

表1 市・道民税の出張申告受け付け日程

午前：9時30分～11時30分 午後：13時30分～16時30分  
※申告書が未作成の人の受け付けは、各30分前までです。

日 時	受付会場	住所
2月21日(水) 午後	大空会館	大空町12
2月22日(木) 午前	大正農業者トレーニングセンター	大正本町西1
2月22日(木) 午後	川西農業者研修センター	川西町西2
2月28日(水) 午後	森の里コミュニティセンター	西22南4
3月1日(木) 午後	緑西コミュニティセンター	西17南4
3月7日(水) 午後	西帯広コミュニティセンター	西23南2
3月8日(木) 午後	南コミュニティセンター	西10南34

表2

## 市・道民税の申告に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号確認書類と身元確認書類(+代理権確認書類)  
(例) マイナンバーカードまたは通知カードと身分証明書(+委任状)
- 申告書が郵送された人は申告書
- 所得の分かる次のもの  
(平成29年1月1日から12月31日までのすべての収入)
  - ・給与収入のある人……………給与の源泉徴収票
  - ・公的年金収入のある人……………公的年金の源泉徴収票
  - ・事業・不動産などの収入のある人……………収入および必要経費などの明細が分かる帳簿や書類

## 申告で各種控除を受ける場合に必要なもの

- 医療費控除…医療費の明細書または領収書または、特例(セルフメディケーション税制)…表5のとおり。
- 社会保険料控除…国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの納付確認書、控除証明書、領収書
- 生命保険料控除、地震保険料控除…控除証明書
- 障害者控除…障害者手帳または障害者控除対象者認定書  
※扶養親族が国外居住の場合は、国外居住が分かるもの(パスポートの写しなど)・送金などが分かるもの(クレジットカードの明細など)が必要です。

申告が必要ない人  
▽勤務先で年末調整をしていて、申告に必要なもの 表2のとおり

他の所得や控除に変更がない人  
▽税務署へ所得税の確定申告をする人

▽平成29年1月1日から12月31日に所得があり、平成30年1月1日現在、帯広市に住んでいる人

▽国民健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人

※後期高齢者医療制度の加入者がいる世帯は、世帯全員の申告が必要です。

※「所得税の確定申告」をした場合は、税務署から市に申告内容が通知されるので、市・道民税の申告をする必要はありません。

公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の還付を受ける場合を除いて、「所得税の確定申告」は不要です。

領収書の提出に代わり、「医療費控除の明細書」(以下、明細書)の提出が必要になりました。領収書は、申告者自身で5年間保管してください。

明細書とは、所定の様式に領収書の内容を記入したものです。また、各保険者から定期的に通知される「医療費のお知らせ」(表3)を提出すると、明細書の記入を省略することができます。なお、「医療費のお知らせ」が申告に間に合わない期間の分は、明細書に領収書の内容を記入して提出してください。

今回の申告から変わると  
医療費控除の提出書類が変わります



領収書の提出に代わり、「医療費控除の明細書」(以下、明細書)の提出が必要になりました。領収書は、申告者自身で5年間保管してください。

お手持ちの「医療費のお知らせ」が申告に使用できるかは、お知らせを発行している保険者へ問い合わせください。なお、2020年度の申告までは、今までどおり領収書の提出での申告もできます。

セルフメディケーション税制の特例  
今回の申告から、医療費控除か、セルフメディケーション税制「セルフメディケーション税制」のどちらかを選択して申告することができるようになりました。

対象者は、表4の健康維持のために一定の取り組みを行っている人で、申告の際に必要なものは表5のとおりです。

セルフメディケーション税制について

国税庁 厚生労働省

表3 申告に使用できる「医療費のお知らせ」の必要記載事項

- 被保険者または被扶養者の氏名
- 治療を受けた年月
- 治療を受けた人の氏名
- 治療を受けた病院などの名称
- 支払った医療費の額(自己負担額)
- 保険者の名称

表4 セルフメディケーション税制を受けるための一定の取り組み(具体例)

- ① 保険者が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診など)
- ② 市町村が行う健康診査(骨粗しょう症検診など)
- ③ インフルエンザワクチンの予防接種や定期接種など
- ④ 勤務先が実施する定期健康診断
- ⑤ 特定健康診査または特定保健指導
- ⑥ 市町村が実施するがん検診

※受診した検診などが一定の取り組みに該当するかは、各実施主体へ問い合わせください。

OTC医薬品の具体例

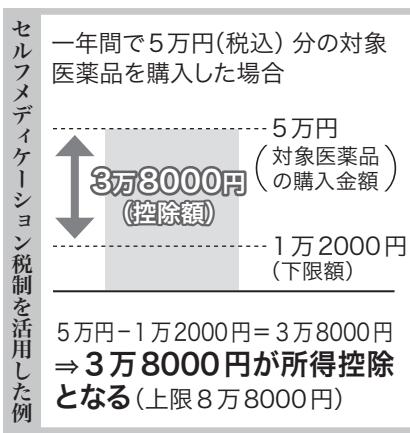
風邪薬、解熱鎮痛剤、整腸剤、ビタミン剤など

※対象にならない医薬品もあります。対象品目は厚生労働省のホームページをご覧ください。

表5 セルフメディケーション税制の計算方法と必要書類

計算方法	OTC医薬品の購入額 — 1万2000円(最大8万8000円)	
必要書類	結果通知表、予防接種の領収書など、一定の取り組み(表4)を証明するもの(詳しくは国税庁または厚生労働省のホームページをご覧ください)	セルフメディケーション税制の明細書(様式は国税庁のホームページに掲載)または、医薬品購入のレシートか領収書
必要な記載事項	・氏名 ・一定の取り組みを行った年 ・医療機関や医師などの氏名	※レシート、領収書などの場合 ・商品名 ・金額 ・控除対象である旨(レシートの場合、商品名の前に★などのマークを記載するか対象商品のみ合計金額を分けて記載) ・販売店名 ・購入日

※お手持ちの書類が申告に使用できるかは、各発行元へ問い合わせください。



対象者は、表4の健康維持のために一定の取り組みを行っている人で、申告の際に必要なものは表5のとおりです。

なお、セルフメディケーション税制を選択すると、通常の医療費控除を受けることができません。申告後に適用の変更もできません。詳しい制度内容については国税庁、または厚生労働省のホームページをご覧ください。

ご存知ですか? 「無期転換ルール」平成25年4月1日以降に有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できます。制度の詳細は問い合わせください。 問北海道労働局雇用環境・均等部指導課(☎011・709・2715)